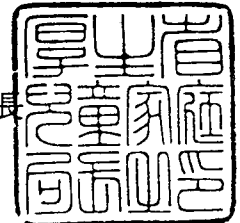


児発第578号  
平成12年6月7日

都道府県知事  
各 指定都市市長 殿  
中核市市長

厚生省児童家庭局長



社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行等に伴う児童家庭局所管の福祉サービスの利用の際の情報提供等について

本日付けで公布された「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律（平成12年法律第111号）」については、同日付けでその一部が施行されたところであり、関係政省令の改正も同日付けで公布・施行されたところである。

今般、社会福祉事業法の一部改正においては、社会福祉サービスの共通事項として、福祉サービスに関する情報の提供、利用の援助及び苦情の解決に関する規定を整備し、福祉サービスの利用者の利益の保護を図る等の関係規定が施行されたところであり、その内容及び趣旨については、平成12年6月7日障第451号・社援第1351号・児発第574号厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・児童家庭局長通知「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律の一部の施行（平成12年6月7日）及びそれに伴う政省令の改正について」（以下「施行通知」という。）により通知しているところであるが、児童家庭局所管の福祉サービスの利用の際の事業者による情報提供等において必要な対応について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4の規定に基づき、下記のとおりのお助言を行うこととしたので、管内市町村及び関係機関等への周知方をよろしく願います。

## 記

### 1 利用契約の締結時に書面交付が義務づけられる事業について

今回の改正による社会福祉法の規定により、利用者が契約時に受けていた説明と異なる処遇により不利益を被ることのないよう、契約関係を明確にするため、また、実際に不利益を被った場合における事後的な救済に資するため、社会福祉事業の経営者に対し、契約成立後遅滞なく、社会福祉事業の経営者の名称等についての書面を交付しなければならない義務が課されることとされたところである。(詳細については、施行通知を参照)

このため、社会福祉法第2条に規定される放課後児童健全育成事業及び父子家庭居宅介護等事業については、施行通知を参照し、契約に際し、同法第76条の規定に基づき、当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項を説明するよう努めるとともに、同法77条の規定に基づき書面交付を行うこととされたいこと。また、父子家庭居宅介護等事業と一体として実施されている母子家庭居宅介護等事業及び寡婦居宅介護等事業についても、同様の対応をお願いしたいこと。

### 2 利用契約の締結時に書面交付を要しないこととされる事業（3に掲げるものを除く。）について

施行通知において示したとおり、各種相談事業をはじめ、事業の性格上、社会福祉法第77条に規定する書面の交付を社会福祉事業の経営者に対して義務付ける実益に乏しい事業と考えられる児童家庭支援センターを運営する事業、児童の福祉の増進について相談に応ずる事業及び母子福祉施設を運営する事業とともに、保育所を運営する事業及び児童厚生施設を運営する事業については、利用契約の締結時に書面交付を行う法律上の義務はないが、今回の改正の趣旨に鑑み、以下の点に留意するようお願いしたいこと。

#### (1) 保育所を運営する事業について

##### ア 情報の提供（社会福祉法第75条関係）

保育に関しては、市町村及び保育所の情報提供について、児童福祉法第24条第5項及び第48条の2に既に規定されており、この運用については、平成9年9月25日児発第596号本職通知「児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令等の施行について」に示さ

れているところであるので、これに基づき、必要な情報提供に努めること。

#### イ 利用契約の申込み時の説明（社会福祉法第76条関係）

保育所の経営者は、保育所の事業として行う延長保育や一時保育に関して、利用希望者から申込みがあった場合は、他の福祉サービスと同様に、当該サービスを利用するための契約の内容及びその履行に関する事項を説明するよう努めなければならないものであること。

#### ウ 利用契約の成立時の書面の交付（社会福祉法第77条関係）

保育所の経営者は、当該保育所のサービスを初めて利用する者に対しては、一日の過ごし方、年間行事予定、当該保育所の保育方針、職員の状況その他当該保育所が実施している保育の内容に関する事項に加え、

- ・ 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ・ 利用者が支払うべき額（延長保育及び一時保育に限る。）
- ・ サービスの提供開始年月日（一時保育を除く。）
- ・ 苦情を受け付けるための窓口

に関する事項を、パンフレット、チラシ等の書面の形であらかじめ情報提供し、利用者に説明することが望ましいものであること。

### （2）児童厚生施設について

児童厚生施設の経営者は、施設の形態に応じて

- ・ 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
- ・ 提供されるサービスの内容
- ・ 利用者が支払うべき額
- ・ 苦情を受け付けるための窓口

等に関する事項を施設内に掲示すること等により、必要な情報を利用者に提供することが望ましいものであること。

### 3 児童養護施設等の措置により入所させる児童福祉施設等について

#### （1）施設入所時の情報提供等について

児童養護施設等の措置により入所させる児童福祉施設及び児童自立生活援助事業その他の当該措置に伴う事業については、利用契約に基づき入所等を行う

ものではないことから、今回の改正により利用契約の締結時の書面交付が義務づけられるものではないが、当該改正の趣旨を踏まえ、入所に際して、入所者又はその保護者等に対して、パンフレット等を活用するなど分かり易い手段により、以下についての情報提供がなされることが望ましいこと。なお、助産施設については、医療法（昭和23年法律第205号）第69条及び第71条に規定する広告の制限に留意し情報提供を行う必要があること。

ア 当該社会福祉事業の経営者の名称及び主たる事務所の所在地

イ 当該社会福祉事業の経営者が提供する福祉サービスの内容（施設の設備や生活の流れ等）

ウ 福祉サービスに係る苦情を受け付ける窓口

## （2）児童相談所による情報提供について

また、児童相談所においては、児童を児童福祉施設等に入所させる措置を採る場合には、児童、保護者に措置の理由等について十分な説明を行うとともに、入所させようとする児童福祉施設等の名称、所在地、施設の特徴及び措置中の費用に関する事項について児童、保護者に告げることや、児童が有する権利や施設生活の規則等についても児童の年齢や様態等に応じ懇切に説明するとともに、児童自身がいつでも電話や来所等の方法により児童相談所に相談できることを告げる等とされているところ（児童相談所運営指針（平成10年3月31日 児発第247号本職通知参照））であり、今後も当改正の趣旨を踏まえ、引き続き徹底をお願いしたいこと。